

## 京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例

平成21年8月19日  
京都地方税機構条例第6号

### (設置)

第1条 京都地方税機構情報公開条例（平成21年京都地方税機構条例第4号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び京都地方税機構個人情報保護条例（平成21年京都地方税機構条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を図るため、京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1項及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第2条第2項及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。

### (所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第19条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 個人情報保護条例第35条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 審査会は、前項各号に掲げる事務を所掌するほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し実施機関に建議することができる。

(平28条例2・一部改正)

### (組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

### (委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、広

域連合長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平28条例2・一部改正)

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、前条第3項の規定によりその職務を代理する者）及び2人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査の権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第19条第1項又は個人情報保護条例第35条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった決定に係る公文書に記録されている情報又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関して、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平28条例2・一部改正)

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見

を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに、審査会に出席することができる。

(平28条例2・一部改正)

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平28条例2・一部改正)

(提出された意見書等の写しの送付等)

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等（当該諮問に係る審査請求に関する審査法第2章第3節に規定する審理手続において当該意見書又は資料を諮問庁（諮問前にあっては、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関。以下この項において同じ。）に提出し、又は諮問庁から当該意見書又は資料の写しの送付を受けた審査請求人等があるときは、当該審査請求人等を含む。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該審査請求人等以外のものの利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、当該閲覧を求めたもの以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(平28条例2・一部改正)

(調査審議手続の併合又は分離)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合した数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

(平28条例2・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(平28条例2・一部改正)

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(平28条例2・一部改正)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平28条例2・一部改正)

(罰則)

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平28条例2・一部改正)

第17条 前条の規定は、京都地方税機構の区域以外の区域において同条の罪を犯した者にも適用する。

(平28条例2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。